

令和3年第3回臨時会

# 鬼北町議会会議録

開会 令和3年9月24日

閉会 令和3年9月24日

鬼北町議会

令和3年第3回鬼北町議会臨時会

令和3年9月24日（金曜日）

○議事日程

令和3年9月24日午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第83号 工事請負契約（鬼北町立広見中学校改築工事（空調衛生設備工事））の締結について

○本日の会議に付した事件

議事に同じ

○出席議員（12名）

1番	坂本一仁	2番	兵頭稔
3番	高橋聖子	4番	中山定則
5番	末廣啓	6番	山本博士
7番	松下純次	8番	福原良夫
9番	程内覺	10番	松浦司
11番	赤松俊二	12番	芝照雄

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議会事務局長 都 浩 明 書 記 鶴 井 留 美

○説明のため出席した者

町 長 兵 頭 誠 亀	副 町 長 井 上 建 司
総務財政課長 高 田 達 也	
教 育 長 松 浦 秀 樹	教 育 課 長 谷 口 浩 司

○副議長（赤松俊二君）

起立。

礼。

○議長（芝 照雄君）

おはようございます。

ただいまから、令和3年第3回鬼北町議会臨時会を開会します。

（午前9時00分 開議）

○議長（芝 照雄君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

改めまして、おはようございます。

令和3年第3回鬼北町議会臨時会を招集いたしましたところ、ご参集いただきまして、ありがとうございます。

本臨時会の招集につきましては、先の9月議会定例会において否決されました議案につきまして、行政執行機関の職務遂行上、制度に基づいた入札の執行を議会により明瞭にご説明することが必要であると考え、議長との協議のもと、先日の議員全員協議会でのご説明を経て、本日の臨時会招集とさせていただきます。

以上、よろしく願い申し上げます。令和3年第3回鬼北町議会臨時会の招集挨拶いたします。

○議長（芝 照雄君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えておりますので、各位のご協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、3番、高橋聖子議員、6番、山本博士議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告します。

町長、教育委員会教育長。

町長、教育委員会教育長を通じ、副町長、総務財政課長、教育課長の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第83号、工事請負契約（鬼北町立広見中学校改築工事（空調衛生設備工事））の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、議案第83号、工事請負契約（鬼北町立広見中学校改築工事（空調衛生設備工事））の締結について、提案理由の説明をいたします。

本議案は先の令和3年第3回定例会において否決されました、鬼北町立広見中学校改築工事（空調衛生設備工事）について、請負契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 鬼北町立広見中学校改築工事（空調衛生設備工事）
2. 契約の方法 一般競争入札
3. 契約の金額 2億3,100万円
4. 契約の相手方 愛媛県松山市古三津2-16-3。フジケンエンジニアリング・三和設備特定建設工事共同企業体。フジケンエンジニアリング株式会社、代表取締役 松本陵志であります。

本議案については、第1回入札において失格となった者を、再度入札に参加させたことの可否について疑念を持たれたことが否決された大きな要因であり、本会議において十分な説明ができていなかったものと考えております。

一昨日の議員全員協議会において、再度説明の機会をいただき、行政機関が法令の適用等の懐疑に対し所管行政機関が事案を示した行政実例により説明させていただきましたところ、当該入札は、現行の法制度のもと適正に執行されたものであることのご意見をいただいたところであります。

一方で、失格となった者を再度入札に参加させることは適切ではなく、制度を見直し、再度公告し入札をやり直すべきことのご意見をいただいたところでありますが、適正に執行された入札を無効とし、入札をやり直すことは、鬼北町の入札制度の信頼性を著しく損なう行為であります。議員よりご指摘のあった入札制度の課題は、私共も理解しているところでありますが、実際に行った入札は、制度に則って粛々と行ってきたわけであります。

7月に起きました職員逮捕以降、町民に対し行政事務はこれまで以上に常に公正公平であることを申し述べました。今回の入札行為で、私共がこの状況以外の判断を下した場合は、入札制度上において公正な判断を逸脱したことになるわけであります。そのようなことは私にはできません。

どうか、本案件の最終審査機関として、議員各位の良識あるご判断を切にお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

3回しとると思うんですよ、入札を。1回目と2回目と3回目の日にちはいつからいつまでなのですか。当日全部一発で終わらせたのですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から答弁をいたします。

○総務財政課長（高田達也君）

1日で終わらせております。

○2番（兵頭 稔君）

低入札価格調査制度実施要綱というのをもらったんですよ。それを読みますと、低価格入札の場合は失格とするというのがあるんですけど、それを許可する場合には、様式1号を作成して再度入札するということになってますけど、この様式1号というのは出されているのでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

副町長から答弁をいたします。

○副町長（井上建司君）

今ほどの質問ですけれども、第7条の中に、第5条の規定にかかわらず最低入札者が入札時に提出した工事費内訳書記載の各費目の金額が、別表第2に掲げる失格判断基準のいずれか一つに該当する場合は、資料の提出を求めるといふ文言がありますけれども、その資料の提出というのが様式第1号のことでありますので、それを出させることなくその入札については失格としたということでもあります。

○2番（兵頭 稔君）

別表第2は、1回目の入札の分でいけるのではないかと思うんですよ。2回目、3回目に出したやつについて、別表第2で判断するのはおかしいと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁できますか。

○町長（兵頭誠亀君）

議長、休憩をお願いします。

○議長（芝 照雄君）

しばらく休憩します。

休憩 午前9時12分

再開 午前9時13分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

副町長から答弁いたします。

○副町長（井上建司君）

先ほど第7条で説明いたしましたように、第5条の規定にかかわらずという文言がありますよね。その失格判断基準を入札をして失格判断基準にかかる項目があった場合には、第5条の規定にかかわらず失格とするということが書かれてありますので、その失格判断基準を下回った時点でもうその第6条の調査票を出すことなく失格とすることができるということが書かれておると私は解釈しておりますので、そこをご了承いただきたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

そのほかありませんか。

○6番（山本博士君）

9月16日の議会の中で、4、5年前の中学校の空調の改修の質問をいたしました。全部で何台あるのか、その内何台が他に移転することになったのかという質問でしたが、再度回答をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長から答弁いたします。

○教育課長（谷口浩司君）

20台ございまして、その内2台はすでに中央公民館のほうのロビーと事務室に設置いたしました。残る18台につきましては、庁議等々で各課にご連絡、周知をさせていただきまして、その内17台が行先というか予約ということで、使用したいというご希望をいただいております。もう1台につきましては、別の施設から使用したいので検討させていただきたいということになっておりまして、全部20台につきましてはほぼ行先が決まっている状況でございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、よろしいですか。

○6番（山本博士君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○1 番（坂本一仁君）

議長。

○議長（芝 照雄君）

坂本議員、賛成ですか、反対ですか。

○1 番（坂本一仁君）

賛成です。

○議長（芝 照雄君）

しばらくお待ちください。

反対討論誰かありませんか。

○9 番（程内 覺君）

私は先の定例会において、事務手続き、また法律上何ら問題はないということで、賛成をしておりました。

しかし、22日定例会終了後の全員協議会の中で、ダンピング受注になりはしないかとの話の中で、町長はそれは業者を守るためだと言われました。私はその発言につきまして、少し違和感を覚えました。もちろん、業者を育成し守ることも大切なことと考えます。しかし一番に行政が考えるべきは、町民のため、町民の利益を守ることでないでしょうか。

最初の入札では、予定価格の85%でできますよということで入札をし、最低制限価格以下の入札とはいえ2回目は90%で入札、3回目見積り合わせで96%で落札をされています。入札のたびに金額が上昇し、同じ内容の工事で約2,640万円あまりが上がっています。

普段の入札は、そのたびに下がっていくのではないのでしょうか。なぜ約2,640万円も増額して落札になったのか、町民は納得されるのか。それを考えたとき、町民の利益にはつながらないと判断し、当初賛成し覆すことは議員として恥ずかしいことかと思いますが、改めて町民の利益を考えたときに賛成できないと考えました。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

全員協議会で修正をして、下請け業者と申し上げましたがそれはどうなのでしょう。

○議長（芝 照雄君）

しばらく休憩します。

休憩 午前9時18分

再開 午前9時20分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

討論はありませんか。

○4 番（中山定則君）

議長。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、賛成ですか、反対ですか。

○4番（中山定則君）

賛成です。

賛成の立場で討論させていただきます。

賛成の理由は、この工事請負契約の締結にかかる一般競争入札については、法令に従った入札手続き、入札の執行が行われたものと思われるからです。

前回質疑であった調査基準価格を下回り失格判断基準が適用され失格となった入札者が、再度入札に参加し落札者となったことについての疑義については、今ほども町長から説明がありましたように、このような入札をした者は再度入札に参加させない旨の定めをしていない限りは、再度入札に参加させたことは違法ではないという理事者からの説明がありまして、問題ないものと思います。公正な入札が執行され、予定価格の制限の範囲内で且つ、調査基準価格以上の適正な価格で落札者が決定されたものと思われます。

なお、落札者については、同種工事の施工実績等、入札参加資格を有しているものであることから、確実に履行されるものと思われます。調査基準価格を設定されたということは、それ以下での入札ではよりよいものがないということだと思いますので、今回の入札については、適正に執行されたものであると思います。

よって、鬼北町議会として可決すべきものと考えます。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（芝 照雄君）

そのほか討論はありませんか。

○8番（福原良夫君）

議長。

○議長（芝 照雄君）

福原議員、賛成ですか、反対ですか。

○8番（福原良夫君）

反対です。

私は反対の立場で討論させていただきます。

前回は賛成の立場でありましたけれども、町民からのいろいろな意見を聞く中で、町は条例に違反はしていないという説明がありましたけれども、これはだんだんと上がっていく入札、これが町民の人に対してははっきりとこちらとしても説明がしにくいということもあります。それから、これからもこういう入札が続くのではないかという予想もありますけれども、そういう立場で今回これを反対し、再入札をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか討論はありませんか。

○5番（末廣 啓君）

議長。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、賛成ですか、反対ですか。

○5番（末廣 啓君）

賛成です。

賛成の立場で意見をさせていただきたいと思います。

先日の議員だけの全員協議会の際にも意見させていただきましたが、この広見中学校の改築に関わる空調衛生設備工事の入札については、入札の規則というルールにしっかりと則った中で執行されております。しかも、行政側については、途中落ち度がないか確認しながらの執行であり、何の問題もなく予定価格内に収まった正当な入札であったと理解しております。

今ほど反対討論がありましたが、入札価格が入札ごとに上昇するような件については、こういう事例については全国でもみられると聞いております。また、となりの松野町においてもこういう事例があったと先日説明があったところです。

このような中で、これに反対される理由が何なのかが私には理解できません。行政側が正当な入札執行を行っているにもかかわらず、議会が認めない、否決ということは、鬼北町議会の在り方、姿勢を疑われかねません。まじめに公正に公平に間違いなく業務をこなしております職員さんも認めてもらえない、そういうことにもなるかと思えます。議員一人一人の個人の資質も問われかねません。もし否決ということになれば、全くもって恥ずかしい話ではないかと思えます。

広見中学校の改築が停滞することのないよう、一人一人が自分の意思で採決に臨んでいただきますよう、賛成の立場から意見を申し上げます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか討論はありませんか。

○6番（山本博士君）

議長。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、賛成ですか、反対ですか。

○6番（山本博士君）

賛成です。

○議長（芝 照雄君）

お待ちください。

○11番（赤松俊二君）

議長。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、賛成ですか、反対ですか。

○11番（赤松俊二君）

反対です。

私は反対の立場で討論をいたします。

本来一般競争入札は、鬼北町一般競争入札実施要綱に従って執行すべきものであります。今回の案件については、初めてのパターンであり、つまり想定外の入札の執行であった。行政はそういった入札もあり得るその認識の下で早期に一部条例を改正するべきであった。その上で、一般競争入札を行うべきであり、一度失格になった業者が金額を上げて落札したことは問題であり、よって私は反対であります。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

ほかにありませんか。

○6番（山本博士君）

私は賛成です。

9月13日の全員協議会の中で、入札要綱の説明を受けました。また、9月22日の定例会終了後全員協議会において、最低制限価格以下の入札者の再度入札への参加の可否についての説明があり、その際、施行令第167条の8第3項の規定においては、一部抜粋しますが、最低制限価格より低い価格の入札をした者については、入札条項の特別の定めをして再度入札に参加させない旨の公告をしていない限り参加させなければならないとした行政実例（昭和40年3月20日）がありますと記させており、今回の入札におきましては、公的になんら問題がないことを確信いたしました。

町職員の皆さんは、粛々と仕事をされたということだと思います。もし、今回2度の説明を受け、我々議員が反対し否定をするようであれば、町職員の皆さんは、何を基準に判断をし仕事をすればよいのか分からなくなってしまいます。

我が国は法治国家であり、要綱条例をまげて反対することは絶対あり得ません。議員の皆さまには良識あるご判断をお願いいたします。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか討論ありませんか。

○10番（松浦 司君）

反対の立場で討論に参加します。

まず、本臨時会の開催について、緊急を要したためと位置づけ、定例議会閉会直後にもかかわらず招集したことに対して不満が募るばかりです。このような招集が許されるのであれば、町長判断で専決処分を行ってきている中で、今後一切専決処分をすることなく、議会の招集し審議をするべきと町長に強く申し入れます。

さて、今皆さん、賛成反対討論されておりますが、今回の広見中学校空調設備の工事に関しては、先の定例議会が否決してからまだ数日しか経っておりません。真摯に受け止めることもなく、全く検討もせず、同じ内容で再提出をされるというのは、議会の議決に対する軽視であり、私は認めることができません。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか討論ありませんか。

○1番（坂本一仁君）

賛成です。

前回は反対の立場でしたが、今回は賛成の立場で討論に参加させてもらいたいと思います。前回町長、副町長、課長さんたちの意見をお伺いしまして、法令順守、適正に業務をこなしているのに、なぜ議会は認めてもらえないのかということをお伺いしました。今後そういったことがあれば職員は今後何を基準に業務をすればいいのか分からなくなってしまうという内容もお伺いしました。それをお伺いしまして、私も全くそのとおりだと感じました。

数日私も悩みましたが、今回は賛成の立場に意見が変わりました。混乱を招き大変申し訳なく思っております。言葉足らずではございますが、賛成の立場に変わりました。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第83号、工事請負契約（鬼北町立広見中学校改築工事（空調衛生設備工事））の締結についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（ 起 立 少 数 ）

○議長（芝 照雄君）

起立少数です。

したがって、議案第83号は否決されました。

○議長（芝 照雄君）

以上で、本臨時会の会議に付された事件はすべて議了しました。

ここで、町長から閉会の挨拶を受けます。

○町長（兵頭誠亀君）

令和3年第3回鬼北町議会臨時会に提案しておりました案件につきまして、慎重にご審議いただきありがとうございました。また、定例会直後にご参集いただきましたことに対しまして、深く感謝申し上げます。

議員各位におかれましては、今度とも引き続きご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

これをもちまして、令和3年第3回鬼北町議会臨時会の閉会挨拶とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第3回鬼北町議会臨時会を閉会します。

○副議長（赤松俊二君）

起立。

礼。

閉会 午前9時36分

以上会議の経過は、書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（3番）

鬼北町議会議員（6番）